

【補助対象事業者について】

Q：特定宿泊事業者の条件である具体的な取組について、例示されていない取組は認められませんか？また、予め取組が認められるか事前チェックしてもらえますか？

A：例示していない取組であっても、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組であると判断した場合は認められます。なお認定の可否は、申請時に提出いただく資料をもとに個別に判断します。事前チェックは行っておりませんので、申請には取組内容の詳細が確認できる資料を添付してください。

Q：宿泊事業者等団体の構成員宿泊事業者は5以上ということですが、上限はありますか？

A：上限はありません。

Q：宿泊施設の規模に決まりはありますか？

A：ありません。旅館業法営業許可を受けている宿泊事業者が対象となります。

Q：旅館業法営業許可証の住所や宿名が古いままですが、これで大丈夫ですか？

A：旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行うか、同一施設であることを公的に証明できる書類（変更受理書等の保健所押印のある文書など）を添付してください。

Q：近隣地域に宿泊事業者が少ないため、他県の宿泊事業者を集めて申請してもいいですか？（広域にまたがって5以上集めてもいいですか？）

A：構成員の地域や県が異なっても申請できますが、各宿泊施設が存在する地域をまたがる周遊ルートで連携しているなど、構成員同士が一定の関係性を有している必要があります。

Q：1つの運営会社が複数（5以上）の宿泊施設をもっている場合（グループ企業）、①1つの団体と考えて良いですか？また、②それぞれの宿泊施設が申請することは可能ですか？

A：①1つの団体と考えて構いません。

②それぞれの宿泊施設で旅館業法の営業許可を受けていれば、施設毎に構成員宿泊事業者として申請することは可能です。

Q：これから新設する旅館は補助対象となりますか？

A：応募申請時に旅館業の許可を取得していない宿泊施設は補助対象外です。

Q：簡易宿所は対象となりますか？

A：対象となります。ただし、応募申請書類として旅館業法営業許可証のコピーが必要です。

Q：住宅宿泊事業に係る住宅は対象となりますか？

A：対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Q：特区民泊、イベント民泊に係る施設は対象となりますか？

A：対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Q：自治体（市区町村等）は宿泊者事業者等団体になって、補助対象事業（団体事業）を行うことができますか？

A：宿泊事業者等団体として取り纏めはできますが、補助対象事業（団体事業）を行うことはできません。

Q：過去の宿泊施設インバウンド対応支援事業で認定され補助金を受けたことがある宿泊事業者は、今回申請が可能ですか？（2回目・3回目の申請は可能ですか？）

A：過去に観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設バリアフリー化促進事業を除く）の補助金の交付を受けた実績がある宿泊事業者は、再度申請の要件を満たしている場合申請が可能となります。

再度申請の要件を満たしていない場合は、申請ができません。

ただし補助金の交付決定を受けていても、その後の取下げ等により交付実績がない宿泊事業者は申請が可能です。

Q：再度申請要件①の受入環境の整備には何が該当しますか？

A：宿泊事業者が外国人宿泊者数を向上させるために過去5年間（平成27年度～令和元年度で実施した宿泊施設のハード整備が該当します。

Q：再度申請要件②の受入取組の実施には何が該当しますか？

A：宿泊事業者が外国人宿泊者数を向上させるために現在取り組んでいる宿泊施設のソフト整備が該当します。

Q：再度申請要件③の訪日外国人の延べ宿泊者数の増加数について、何人以上増加していれば認められますか？

A：1人以上増加していれば認められます。

Q：再度申請要件③の期間で直近の年度で改修工事を行った影響により、訪日外国人の延べ宿泊者数が減少しています。改修工事期間を控除することは認められますか？

A：認められません。改修工事期間も含めた1年間の延べ宿泊者数が増加している必要があります。

Q：再度申請要件③の期間について、災害救助法の適用を受けた市区町村に存在する宿泊施設は必ず災害救助法の適用を受けた月及びその翌月を控除しないといけませんか？

A：災害救助法の適用期間を控除するかは、宿泊施設ごとに選択できます。

Q：再度申請要件③の訪日外国人の延べ宿泊者数は、数の裏付けとなる書類の提出が必要となりますか？

A：裏付け書類の提出は必要ありませんが、すでに提出されている「宿泊実績報告書」との整合性がとれている必要があります。なお、何らかの事情により「宿泊実績報告書」の提出が遅れている場合は、速やかに「宿泊実績報告書」を提出してください。

また、提出されている「宿泊実績報告書」との整合性が確認できない場合は、再度申請の要件を満たさないものと判断します。

Q：観光庁の宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金の補助を受けていますが、申請は可能ですか？（受ける予定を含む）

A：可能です。ただし、宿泊施設バリアフリー促進事業で改修している箇所と同一箇所の改修等を補助対象事業として申請することはできません。

Q：経済産業省の「中小企業生産性革命推進事業」を活用する予定ですが、観光庁の補助金にも申請することは可能ですか？

A：生産性革命推進事業と同一の事業内容でなければ、申請は可能です。

【補助対象事業について】

Q：洋式トイレ機能拡充は対象となりますか？（例：温水洗浄便座の追加）

A：あくまでも洋式化が対象であり、単なる温水洗浄便座追加のような機能拡充は対象外です。ただし、和式トイレを洋式トイレにする際の温水洗浄便座付きトイレは対象となります。なお、水洗化のみの工事も対象外です。

Q：宿泊事業者等団体（旅館組合等）が行った団体事業成果物（例：ムスリム受入マニュアル）を、構成員宿泊事業者の施設に設置してもいいですか？

A：設置できます。

Q：構成員宿泊事業者が補助対象事業（個別事業）として作成したムスリム受入マニュアルを、観光協会が運営している案内所でも配布することは可能ですか？

A：できません。あくまで事業を申請した施設での利用となります。

Q：自社サイトの多言語化について、宿泊予約機能が楽天等 OTA のサイトにあるが、それでも対象となりますか？

A：対象となりません。各宿泊施設における直販の仕組みの構築が必要です。

Q：自社サイトの多言語化について、サイト内に掲載する動画コンテンツも対象となりますか？

A：動画コンテンツが多言語化（外国語音声等）されている場合、対象となります。

ただし、サイト自体も多言語化されている必要があります。

Q：一の客室における整備について、当該客室内にアクセスポイントがないが、客室内でWi-Fiが使える場合も一の客室における無料公衆無線LAN環境が整備されているとみなされるか？

A：みなされません。客室内にアクセスポイントが整備されているもしくは整備する必要があります。

Q：再度申請を行う場合、過去に補助金の交付を受けた内容と同一の事業を実施することはできますか？

A：過去に補助金を受けて整備したものの更新は補助対象外ですが、追加整備（別箇所のトイレ洋式化、アクセスポイントの追加等）は対象となります。

Q：計画認定申請以降に改修内容や工事費用・補助金額の変更（増額の場合も含む）を行うことは可能ですか？

A：原則として、申請自体を取り下げる場合を除き、認定申請を行った内容を変更することはできません。

なお、交付決定後の契約段階において、2者以上の見積合わせ等により交付決定時の補助金額から変更となっても構いませんが、軽微な変更を除き、認定された計画における改修内容等を変更することはできません。

【補助金額について】

Q：補助金額に下限はありますか？

A：下限は設けていません。

Q：1事業者補助額上限150万円ということは、5者で構成される宿泊事業者等団体では最大補助額が750万円ということですか？

A：違います。あくまでも1補助対象事業者の補助額上限が150万円です。1補助対象事業者が150万円に満たないからといってその差額分を他の補助対象事業者で利用はできません。

Q：補助率の計算は、消費税込み金額に対する1/3ですか？

A：補助対象経費の算出は原則として消費税抜きです。例えば、補助対象事業総額（消費税抜き）が300万円の場合、補助率が1/3ですので、補助金額は100万円となります。

Q：他の補助金との併用は可能ですか？

A：同一の事業内容で、他の国の補助金を受ける場合は、観光庁の補助金を申請することはできません。地方自治体の補助金を受けることは可能ですが、その補助金が国の予算を財源とする場合は、観光庁の補助金を申請することはできません。

【応募申請について】

Q：検討している事業が補助対象となるかどうか予め教えていただくことはできるか？また、予め申請書類のチェックをしてもらえないですか？

A：申請時に、個別事業の対象可否についてお答えできません。認定の可否は観光庁及び有識者委員会による計画内容の総合的な判断となります。また、申請書類の事前チェックもしておりませんので、申請の際には慎重に書類を作成してください。

Q：構成員宿泊事業者によって、第1四半期が1月～3月もあれば、4月～6月とありますが、どのように考えればいいですか？（第1号様式別紙1に記載する数値）

A：第1四半期は、4～6月で統一をして下さい。（4月～翌年3月までの会計年度における四半期）

Q：構成員宿泊事業者各々で、申請する事業内容は異なってもよいでしょうか？

A：各々で希望する補助対象事業を行うことができます。

Q：交付決定以降の工事日程は、構成員宿泊事業者や補助対象事業によって異なってもよいでしょうか？

A：日程を合わせる必要はなく、各々で希望する工事日程事業期間を設定することができます。

【認定について】

Q：5構成員宿泊事業者で申込んだが、1構成員宿泊事業者が採用されなかった場合は、どうなるのでしょうか？

A：構成員宿泊事業者が4になってしまったら、条件（構成員宿泊事業者は5以上）から外れてしまうので、全ての事業者において認定がされません。

Q：本事業における認定件数はどれくらいでしょうか？

A：現時点では未定です。

Q：早く提出すれば認定される確立が高くなるのでしょうか？

A：認定は到着順ではありません。申請いただいた計画を確認し、効果が特に高いと認められる計画から認定していきます。

ただし、受付した拡充計画の補助金申請額の累計が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して募集を終了する場合がありますので、ご注意ください。

【その他】

Q：事業（工事）はいつから開始してよいでしょうか？

A：交付決定後に事業（工事）を開始いただきます。

交付決定前に開始した場合は、当該事業に対して補助金の支払が出来ませんのでご注意ください。

Q：新たに宿泊事業者等団体を設立する場合、いつまで継続させればいいのですか？

A：事業開始後2年間は実施状況の報告（インバウンド宿泊者数及び客室稼働率）義務があり、また、補助金関係書類の保管期間は5年間ですので、その期間は継続ください。

Q：構成員宿泊事業者が5しかなく、交付決定後に1事業者が工事を中止した場合、残りの構成員全てが工事中止しなければいけませんか？

A：工事中止事業者は補助金交付中止となりますが、他4施設の工事は継続可能です。
ただし、当初から補助対象事業を実施する予定がなく数合わせに申請していた等、当初の計画に虚偽の内容があると認められた場合は、計画の認定を取消し、全ての構成員宿泊事業者が補助金の交付を受け取れなくなります。

Q：自治体制度の補助金との重複は可能ですか？

A：各自治体における独自の補助金を活用することは可能ですが、国の補助金制度の重複は不可です。
よって、地方自治体の補助金であっても、当該財源が国の予算で措置されている場合は、国と国との重複となるので申請不可となります。

Q：申請書、見積書の印について種類の指定はありますか？

A：各種類における印については、正しい印であれば、指定はありません。
ただし、計画認定申請時から補助金の支払い請求まで一貫して同一の印としてください。

Q：特定宿泊事業者や構成員宿泊事業者は補助事業完了後、毎月、宿泊実績報告書を提出する必要がありますか？

A：第1回～第5回宿泊施設インバウンド対応支援事業において構成員宿泊事業者に義務付けられていた宿泊実績報告書の提出は、宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業では必要ありません。
ただし、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が2年間1年毎に報告する実施状況報告書の中で構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の月毎の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を報告していただきますので、各宿泊事業者は宿泊施設の月毎の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を把握しておく必要があります。